

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和 6 年 5 月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

リチウムイオン電池に起因した火災事故等の防止対策に係る有効性向上・負担軽減や、リチウムイオン電池等の再資源化に向けて、リチウムイオン電池等の有効な回収・処理方策を検討するため、不燃ごみ等に混入しているリチウムイオン電池等使用製品の実態、市区町村や関係機関におけるリチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処理の状況、各種対応に係る負担の実態などを調査

(連絡先)

<リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官(連携調査、環境等担当)

担 当: 吉田

電 話: 03-5253-5486(直通)

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当: 中澤

電 話: 03-5253-5407(直通)

お問合せフォーム: <https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

○ リチウムイオン電池に起因した火災事故等の防止対策に係る有効性向上・負担軽減や、リチウムイオン電池等の再資源化に向けて、リチウムイオン電池等の有効な回収・処理方策を検討する。

- 近年、リチウムイオン電池使用製品の増加・多様化に伴い、**市区町村が回収する不燃ごみ等に混入したりリチウムイオン電池に起因した火災事故等が頻発し**（令和3年度：1万1,140件・281市区町村）、ごみ処理が滞るなどの社会的影響が発生している。
 - ・ **有害ごみとして別途の回収**や、処理施設における前処理、発火検知等の対策を実施している**市区町村あり**
 - ・ リチウムイオン電池の危険性や排出方法について、消費者の理解は必ずしも十分ではない状況
 - ・ リチウムイオン電池使用製品の品目・構造・製造事業者によって排出方法・排出先が異なり、リチウムイオン電池の排出は消費者にとって煩雑・手間
- **資源循環の観点**から、回収スキームを確立するための実態把握が十分ではない。
 - ・ 資源有効利用促進法に基づき、**製造事業者等がリチウムイオン電池等及びその使用製品の自主回収・再資源化を実施（対象は29品目。製造事業者等が会員として加入する一般社団法人JBRC（令和6年1月時点の会員数：384法人）が、会員企業の製品を対象にリチウムイオン電池等の回収を実施。会員企業外の製品については回収方法不明）**
 - ・ どのような製品が不燃ごみ等に混入しているか、リサイクル性の向上のための環境配慮設計（電池の取り外しの可否）や電池内蔵表示（リサイクルマーク等の表示の有無）の実態把握が不十分

【検討点】 リチウムイオン電池使用製品が増加・多様化していることを踏まえ

- リチウムイオン電池に起因した火災事故等に関する、ライフサイクル全体での対策について
- 回収スキームや、排出されているリチウムイオン電池等及びその使用製品のリサイクル性の向上について
- 製造事業者等による自主回収の対象品目や、国から製造事業者等への指導について
- 市区町村におけるリチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処理の実態や、有効な回収方法について（適正なごみ収集区分の設定等）
- あるべき資源循環の全体像について

主要調査事項

- **不燃ごみ等に混入している製品の実態**（輸入品やJBRC会員企業外の製品の割合、環境配慮設計や電池内蔵表示の実態等）
- **市区町村や関係機関におけるリチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処理の状況、各種対応に係る負担の実態** など

主要調査対象

調査対象機関

経済産業省、環境省

関連調査等対象機関

市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和6年5月～7年3月（予定）